

一般廃棄物処理施設整備に係る環境影響評価業務委託

仕様書（案）

八戸地域広域市町村圏事務組合

八戸清掃工場

1. 総則

1.1 本仕様書は、八戸広域市町村圏事務組合（以下「委託者」という。）が発注する一般廃棄物処理施設整備に係る環境影響評価業務委託（以下、「環境影響評価」という。）に適用する。

1.2 この仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成のため必要と認められる業務については、この仕様書の適用範囲として、受託者において実施するものとする。

2. 目的

本業務は、当組合が令和4年度に策定した「一般廃棄物処理施設整備基本構想」に基づき実施する新しい一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設およびリサイクル施設等）（以下、「新ごみ処理施設」という。）の整備に際し、現在策定中の「一般廃棄物処理施設整備基本計画」との整合を図りつつ、青森県環境影響評価条例（平成11年青森県条例第56号。以下「県条例」という。）および八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年3月28日条例第10号）に基づき、現況調査を行い、新ごみ処理施設の整備事業が周辺に与える影響を予測・評価するとともに、関係機関及び地域住民の意見を踏まえ、環境影響評価（方法書、準備書及び評価書の作成）を円滑に実施することと、併せて都市計画決定に必要な支援をすることを目的とする。

3 業務の名称

一般廃棄物処理施設整備に係る環境影響評価業務委託

4 業務の期間等

4.1 実施期間：契約締結日の翌日から令和12年3月31日まで（継続費）

4.2 支払年度割：令和8年度 支払い上限額 ***,***,*** 円

令和9年度 支払い上限額 ***,***,*** 円

令和10年度 支払い上限額 ***,***,*** 円

令和11年度 残金

5 調査対象地域の概要

対象事業実施区域（以下「事業予定地」という。）は、青森県八戸市大字櫛引字取揚石地内 外とする。【図1. 事業予定地（位置図）】を参照。

6 資料の貸与

本業務に必要な資料（委託者以外の第三者が管理する資料含む）は借用書と引換えに貸与するものとし、資料の保管状況を速やかに提出するものとする。

また、受託者は、貸与資料を善良なる管理者の注意義務を果たして取扱い及び管理し、作業終了後は速やかに返還するものとする。また、委託者の許可のもとに複写等の処理を行うとともに、その取扱いにも十分注意するものとする。

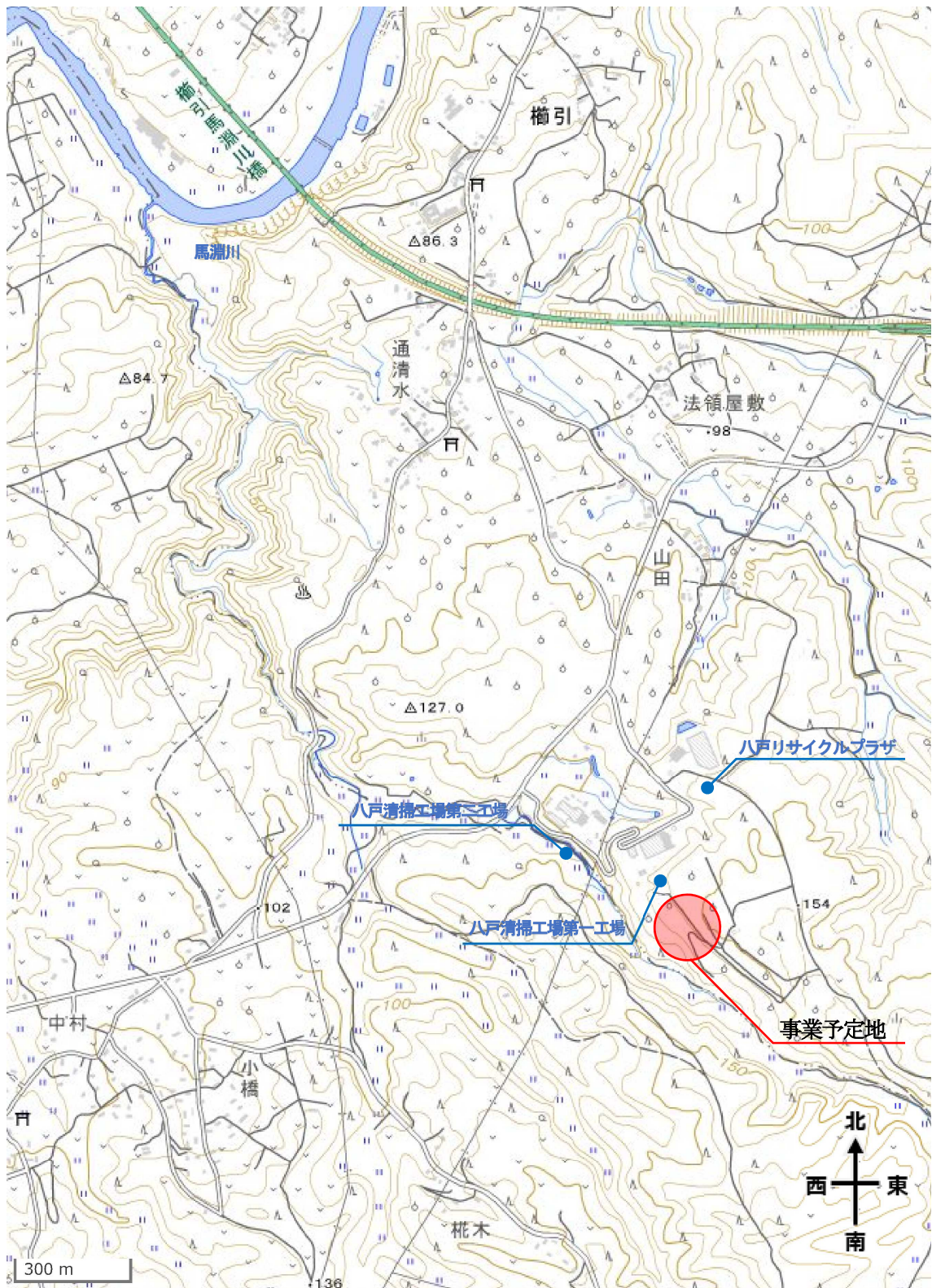


図1. 事業予定地 (位置図)

7 管理技術者等の配置

- (1) 本業務は、自然環境、生活環境、環境保全措置等の複数分野にわたる環境影響評価を、長期間に渡り継続的に実施する業務であることから、各分野に対応できる体制を確保するため、受注者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者2名をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（建設部門：建設環境または環境部門：環境影響評価）の資格を有し、平成28年度以降に一般廃棄物処理施設に係る環境影響評価業務（方法書から評価書までの一連の手続き）の完了実績を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。
- (3) 照査技術者は、技術士（建設部門：建設環境または環境部門：環境影響評価）の資格を有し、平成28年度以降に一般廃棄物処理施設に係る環境影響評価業務（方法書から評価書までの一連の手続き）の完了実績を有するものとし、仕様書等に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責務において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- (4) 担当技術者のうち、1名は平成28年度以降に一般廃棄物施設に係る環境影響評価業務（生活環境影響評価を含む）の実績を有する技術士（環境部門：自然環境保全）を、他の1名は平成28年度以降に一般廃棄物施設に係る施設整備基本計画業務の実績を有する技術士（衛生工学：廃棄物管理）とし、両担当技術者は、それぞれ専門分野に応じて本業務を担当するものとする。
- (5) 受注者は、業務の施行にあたって管理技術者のもとで業務を担当する担当技術者を定める場合は、氏名、資格、業務実績、その他必要な事項について調査職員に提出するものとする。
- (6) 受注者は、管理技術者等を変更する際はその旨を委託者に通知しなければならない。

8 秘密の保持と中立性の確保

受託者は、本業務の遂行時は常にコンサルタントとしての中立性を保持し、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。

9 打ち合わせ議事録の提出

受託者は、本業務の遂行において、協議事項の内容を確認するため、打合せの都度議事録を提出し、委託者の承認を得るものとする。

10 受託者の責務

受託者は、委託者と十分な協議を行い、委託業務の意図及び目的を十分理解し、業務を遂行しなければならない。

11 法令等の遵守

受託者は、本業務の履行に当たり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとする関係法令、規則等を遵守しなければならない。また、業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を厳守し、業務の円滑な遂行を図る。

12 関係官公署との協議

受託者は、関係する官公署との協議を必要とするとき、又は協議を求められた場合、誠意を持ってこれにあたり、協議の内容を遅延なく委託者に報告しなければならない。

13 業務内容の変更

委託者が必要であると認めた場合には、委託者と受託者による協議により変更する。

なお、協議決定後における変更については、別途委託者と受託者による協議により行うものとする。また、設計変更における業務委託料は、当該変更対象の設計内訳書の直接人件費を積算し、これに当該変更に係わる一般管理費等を加えて得た額に、「当初契約金額／当初予定価格」の比率を乗じ、さらに消費税相当額を加えて得た額を原則とする。

14 業務の工程

受託者は、業務の実施に先立ち、本仕様書に基づいた工程表（業務実施計画書）を提出し、委託者の承認を得たうえで業務を実施するものとする。

15 工程の変更

受託者は、業務の遂行上工程に変更が生ずると予測される場合、直ちに工程表の変更届を提出し、委託者と協議し承認を受けなければならない。

16 疑義の解決

業務の遂行において、仕様書に明示されていない疑義が生じたときは、受託者は委託者担当者と協議して、その解釈を定めるものとする。なお、業務は技術的かつ良心的に行い、基本事項となるもの、技術上必要と認められる軽微なものについては、受託者の責任において行うものとする。

17 業務の内容

本業務は、条例に準拠した業務とし、本仕様書で定める業務内容は次のとおりとする。業務内容の詳細については「青森県環境影響評価技術指針」及び「青森県環境影響業過技術指針マニュアル」を準拠する。

また、対象事業に係る環境影響評価の項目の選定にあたっては、【別表1.一般廃棄物処理施設整備に係る影響要因・環境要素関連表（案）】の内容を勘案して選定すること。

なお、現地調査については、【別表2.現地調査項目（案）】を想定しているが、方法書作成段階において、追加又は削除する項目が生じた場合は、変更の対象とする。

- | | | |
|---------------------------|---|--------------------|
| (1) 方法書 | | |
| ア 方法書及び要約書の作成 | } | 令和8年度 |
| イ 方法書の公告・縦覧手続きの支援 | | |
| ウ 方法書説明会の支援 | | |
| エ 方法書に係る意見概要の整理 | | |
| (2) 準備書 | | |
| ア 環境影響評価（現地調査）の実施 | } | 令和9年度 |
| イ 準備書及び要約書の作成 | | |
| ウ 準備書の公告・縦覧手続きの支援 | } | 令和10年度～令和11年度第1四半期 |
| エ 準備書説明会の支援 | | |
| オ 準備書に係る意見概要及び見解の整理 | | |
| (3) 評価書 | | |
| ア 評価書及び要約書の作成 | } | 令和11年度第2四半期～第4四半期 |
| イ 評価書の公告・縦覧手続きの支援 | | |
| ウ 評価書説明会の支援 | | |
| エ 環境影響評価概要版の作成 | | |
| (4) 都市計画決定 | | |
| ア 都市計画決定に係る図面及び関係書類の作成 | } | 令和11年度第2四半期～第4四半期 |
| (5) その他 | | |
| ア 本業務に関連し発注者が随時開催する説明会の支援 | | |
| イ 青森県開催の環境影響評価審議会等の支援 | | |
| ウ その他必要な資料の作成及び支援 | | |

18 提出書類

受託者は、契約締結後速やかに委託者と十分な打合せを行い、各工程について業務実施計画を立案し、委託者が指示する期限までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者、担当技術者及び照査技術者届、資格証書及びその業務経歴書
- (3) 業務実施計画書
- (4) 工程表
- (5) 業務完了届
- (6) 成果納品書
- (7) 請求書
- (8) その他委託者が指示する書類

19 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

(1) 方法書

ア 環境影響評価方法書 A4 版くるみ製本	50 部
イ 環境影響評価方法書（要約書） A4 版くるみ製本	50 部
ウ 環境影響評価方法書に係る説明会配布資料 A4 パンフレット	50 部
エ 環境影響評価方法書に係る説明会開催結果報告書 A4 版	1 部
オ 打合せ及び協議の議事録 A4 版	1 式
カ 上記各原稿の電子ファイル CD-R 等	10 枚

(2) 準備書

ア 環境影響評価準備書 A4 版くるみ製本	50 部
イ 環境影響評価準備書（要約書） A4 版くるみ製本	50 部
ウ 環境影響評価準備書に係る説明会配布資料 A4 パンフレット	50 部
エ 環境影響評価準備書に係る説明会開催結果報告書 A4 版	1 部
オ 打合せ及び協議の議事録 A4 版	1 式
カ 上記各原稿の電子ファイル CD-R 等	10 枚

(3) 評価書

ア 環境影響評価書 A4 版くるみ製本	50 部
イ 環境影響評価書（要約書） A4 版くるみ製本	50 部
ウ 打合せ及び協議の議事録 A4 版	1 式
エ 上記各原稿の電子ファイル CD-R 等	10 枚

(4) 修正評価書の作成

ア 環境影響修正評価書 A4 版くるみ製本	50 部
イ 環境影響修正評価書（要約書） A4 版くるみ製本	50 部
ウ 打合せ及び協議の議事録 A4 版	1 式
エ 上記各原稿の電子ファイル CD-R 等	10 枚

20 成果品・業務の完了

受託者は、業務完了後速やかに業務完了届を提出し、委託者が定める検査員の検査を受けるものとする。完了検査に合格後、本仕様書に定める成果品一式の納品の確認をもって業務の引渡しとする。

別表 1. 一般廃棄物処理施設整備に係る影響要因・環境要素関連表 (案)

環境要因の区分	影響要因の区分			土地又は工作物の存在及び供用													
	細区分	工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用										
		資材等の運搬	建設機械の稼働	土地の造成・樹木の伐採等	工作物の建設	工事に伴う排水	廃棄物の発生・処理	変更後の地形・樹木伐採後の状況	変更後の河川・湖沼・海域	工作物の出現	自動車・鉄道等の走行	資材・製品等の運搬	施設の稼働	取水・揚水・排水等	人の居住・利用	廃棄物の処理	有害物質等の使用・排出
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○	○	○						○				○
			硫黄酸化物	○	○	○	○										○
			浮遊粒子状物質	○	○	○	○						○				○
			粉じん等	○	○	○	○										○
			有害物質等														○
		騒音	騒音	○	○								○				○
			低周波音														○
		振動	振動	○	○							○				○	
		悪臭	悪臭													○	
		風害															
	水環境	水質				○											
		水底の底質				○											
		地下水	水質及び水位													○	
		水象															
	土壌環境・その他の環境	地形・地質	重要な地形及び地質														
		地盤（地盤沈下）	地盤沈下														
		土壌（土壌汚染）	土壌汚染													○	
		日照障害															
		電波障害															
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸生植物	重要な種及び群落		○			○									
陸生動物		重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○		○	○	○		○						
水生生物		重要な種及び群落並びに注目すべき生息地		○	○		○	○									
生態系		地域を特徴づける生態系		○			○	○									
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的文化的遺産等への配慮を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに湯ような眺望景観					○	○	○								
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○	○			○	○	○		○						
	文化財等			○	○		○	○	○								
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物															
		副産物（残土）															
	温室効果ガス等	二酸化炭素													○		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量																

※ 1 灰色は青森県環境影響評価技術指針に示される参考項目。

※ 2 ○印は、現段階で選定した環境影響評価項目。

別表2. 現地調査項目（案）

環境要素	調査すべき情報	主な調査項目	調査の基本的 手法	調査地点	調査期間等	備考
大気質	1. 大気汚染物質の濃度の状況	・大気汚染に係る環境基準項目 ・大気汚染防止法に基づく規制対象 ・粉じん等の状況 ・降下ばいじん ・その他必要と認められるもの	青森県 環境影響評価 技術指針 マニュアル を参照	・計画地1地点 ・周辺4地点 ※降下ばいじんは計画地1地点のみ	・4季節7日間連続 ※降下ばいじんは4季節各1ヶ月 ※自動車排気ガス調査は道路沿道の大気質の状況を把握できる2地点	各調査は同一時期に実施することを基本とする。
	2. その他の情報	①地上気象 ②上層気象		①計画地1地点 ②計画地若しくはその周辺	①通年測定 ②4季節7日間（1日8回放散）	
騒音	1. 騒音の状況	①環境騒音 ②道路交通騒音等 ③低周波音騒音、道路交通		①敷地境界4地点 ②道路沿線2地点 ③敷地境界2地点	・平日・休日の各1日間 ※24時間連続	騒音と振動は同一の地点及び機関での測定を基本とする。
	2. その他の情報	・道路状況 ・交通量		道路沿線2地点	・道路交通騒音の調査時に実施	
振動	1. 振動の状況	①環境振動 ②道路交通振動等		①敷地境界4地点 ②道路沿線2地点	・平日・休日の各1日間 ※24時間連続	振動は同一の地点及び機関での測定を基本とする。
	2. その他の情報	・地盤及び土質の状況 ・道路状況 ・卓越振動 ・交通量		・道路沿線2地点	・道路交通振動の調査時に実施	
悪臭	1. 悪臭の状況	・悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の濃度 ・臭気指数 ・臭気強度 ・その他必要と認められるもの		・敷地境界2地点（風上及び風下） ・周辺4地点（大気質と同じ地点）	・夏季・冬季各1回	調査時に風向・風速・気温を併せて測定する。
	2. その他の情報	・必要に応じて				
水質	1. 水質の状況	・水質汚濁物質の濃度の状況 ・水温 ・透視度又は透明度 ・色相 ・濁度 ・電気伝導度 ・その他必要と認められるもの		・影響を受ける河川 ・水路2地点	・月1回1年以上	
	2. その他の情報	・必要に応じて				
水底の低質	1. 水底の低質の有害物等含有量、性状及び状況	・水素イオン濃度		・影響を受ける河川 ・水路2地点	・4季4回（春季、夏季、秋季、冬季）	コンクリート打設等の工事によるアルカリ排水を想定。
	2. その他の情報	・必要に応じて				
地下水	1. 湧水と地下水の状況	・地下水の水質の状況 ・地下水の水位の状況 ・湧水の状況		・周辺4地点	・年2回（豊水期、渇水期）	周辺事業所の井水への影響とプラント用水を想定。
	2. その他の情報	・必要に応じて				
土壌汚染	1. 土壌汚染物質の濃度の状況	・土壌環境基準項目 ・土壌汚染対策法に基づく特定有害物質 ・ダイオキシン類 ・その他必要と認められるもの		・計画地1地点	・1回	
	2. その他の情報	・必要に応じて				
陸生植物	1. 種子植物、シダ植物及びその他の陸生植物に係る植物相及び植生の状況	①植物相 ②植生	①事業対象区域の敷地境界から概ね200mの範囲 ②各群落2地点	①4季4回（早春季、春季、夏季、秋季） ②1季（夏季から秋季にかけて）		
	2. その他の情報	・必要に応じて				
陸生動物	1. 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類及びその他の主な動物に係る動物相の状況	・生息状況	・事業対象区域の敷地境界から概ね200mの範囲 ※鳥類については、調査方法に応じて適宜設定する	・哺乳類：4季4回 ・鳥類：4季5回 ・爬虫類：3季4回 ・両生類：3季4回 ・昆虫類：3季4回 ※生態的特性において、変化が想定される場合は、動物相や生息状況が十分に把握できるように調査時期を設定する		
	2. その他の情報	・必要に応じて				
水生生物	1. 水生植物の状況 2. 水生動物の状況	・生息状況	・影響を受ける河川・水路2地点	・4季4回（春季、夏季、秋季、冬季）		
	2. その他の情報	・必要に応じて				
景観	1. 主要な眺望点の状況 2. 景観資源の状況 3. 主要な眺望景観の状況	・位置 ・分布状況 ・眺望領域 ・構成要素 ・特性	・主要な眺望点 ※対象事業実施区域から概ね半径3～5kmの範囲	・4季4回（春季、夏季、秋季、冬季）		
	4. その他の情報	・必要に応じて				
人と自然との触れ合いの活動の場	1. 人と自然との触れ合いの活動の場の概況、種類、位置及び規模 2. 主要な人と自然の触れ合いの活動の場の分布、利用状況及び利用環境の状況	・野外レクリエーション地 ・地域住民の日常的な自然との触れ合いの活動の場		・4季4回（春季、夏季、秋季、冬季）		